

国産食肉等新需要創出緊急対策事業実施要綱

	平成25年4月 1日付け	24農畜機第5353号
一部改正	平成26年3月31日付け	25農畜機第5466号
一部改正	平成27年4月 1日付け	26農畜機第5747号
一部改正	平成28年3月25日付け	27農畜機第5480号
一部改正	平成29年3月24日付け	28農畜機第6323号
一部改正	平成30年3月28日付け	29農畜機第6911号
一部改正	平成31年3月29日付け	30農畜機第7682号
一部改正	令和 2年3月25日付け	元農畜機第7719号
一部改正	令和 3年3月24日付け	2農畜機第6996号
一部改正	令和 4年3月25日付け	3農畜機第6653号
一部改正	令和 5年3月27日付け	4農畜機第6994号
一部改正	令和 6年3月27日付け	5農畜機第8487号

我が国においては、高齢化や健康志向の高まりを背景に、適度な脂肪交雑をもつ牛肉を嗜好する消費者も増えつつあるが、脂肪交雑以外の品質の客観的な評価手法が確立していないこともあり、食肉卸売市場における商品としての評価が脂肪交雑に偏っていること等から、こうした消費者の嗜好の変化に対応した牛肉需要の創出が進んでいないのが現状である。

また、近年、外国人観光客等のインバウンド需要も増加傾向にあり、我が国の代表的な和牛肉等についても、外国人の嗜好等を考慮した訴求及び提案を行っていくことにより、更なる需要創出を進めていく必要がある。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の調達基準（持続可能性に配慮した畜産物の調達基準）に、畜産GAP（農業生産工程管理：Good Agricultural Practice）等の生産方法が位置付けられたことを踏まえ、牛肉以外の食肉等についても新たな商品価値に着目した取組を推進することにより国産品の需要拡大を図っていくことが重要な課題となってきている。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、生産、加工、流通及び販売業者が一体となり、国産食肉の新たな商品価値に着目した国産牛肉、国産豚肉及び国産鶏肉並びに国産牛、国産豚及び国産鶏の内臓（以下「国産食肉等」という。）のバリューチェーンの構築や、新たな消費方法について、他業種で取組実績のあるフードコミュニケーションプロジェクト手法を活用した商品開発、マーケティングリサーチ等の取組を緊急に実施し、顧客視点に立った新需要を創出する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年

法律第126号) 第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって畜産農家の経営安定と消費者の嗜好の多様化に対応した国産食肉等の生産に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、「畜産業振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1)及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」(平成26年3月31日付け25農畜機第5376号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和6年度畜産業振興事業に係る公募要領(令和6年1月15日付け5農畜機第6521号)により応募した者から選定された者(以下「公募団体」という。)とする。

第2 事業の内容

公募団体は、国産食肉等の新たな商品価値に着目したバリューチェーンを構築することにより、畜産農家の経営安定と消費者の嗜好の多様化に対応した国産食肉等の生産に資するため、次に掲げる事業を行うものとする。

1 商品性創出事業

国産食肉等の新たな商品価値を実需者(小売・外食等)へ提案するため、次に掲げる事業を実施する。

(1) 生産から販売に至る関係者で組織された協議会の開催

国産食肉等の新たな商品価値に着目したバリューチェーンの構築を検討するため、生産者団体、試験研究機関、処理加工業者、食肉流通団体、外食事業者及び小売業者等生産から販売に至る関係者で組織された協議会の設置及び開催

(2) 消費者ニーズに応じた国産食肉等の品質・規格の調査選定

国産食肉等に対する消費者ニーズに応じた品質・規格等の調査選定

(3) 訴求ポイント(アピールポイント)の科学的検証

国産食肉等の新たな商品価値を明確化するため、次に掲げる事業を実施する。

ア 栄養、味覚及び加工・販売のしやすさ等の新たな訴求ポイントを検討するための会議の開催

イ 訴求ポイントの科学的検証

(4) ニーズに応じた生産出荷体制の確保

新たな商品価値に即した国産食肉等のニーズに応じた生産を確保するため、次に掲げる事業を実施する。

ア 生産者等に対する指導内容を検討するための会議の開催

イ ニーズに応じた生産出荷計画の調整指導

(5) フードコミュニケーションプロジェクトシートの作成研修会の開催

生産から販売までの間の各事業者の取組・価値観等の共有を図るため、フードコミュニケーションプロジェクトシートの作成研修会を開催

(6) 国内の販路開拓

新たな商品価値に即した国産食肉等の国内における販路を開拓するため、次に掲げる事業を実施する。

ア 販路開拓のための現地調査

イ P R 資料等の作成

(7) 事業の推進

(1) から (6) までの事業に係る推進指導等

2 実証事業

1 の事業による取組みを踏まえ、国内の実需者に対する新たな商品価値に即した国産食肉等の販売手法を実証するため、次に掲げる事業を実施する。

(1) 国内の実需者（小売・外食等）に対する調理法の開発提案

国産食肉等の調理法の開発をするとともに実需者への提案をするため、次に掲げる事業を実施する。

ア 新たな商品価値に即した国産食肉等の調理法を開発検討するための会議の開催

イ レシピ集等の作成及び配布

(2) 低需要部位を使った加工品の試作

国産食肉等の低需要部位を原材料にした加工品の試作のため、次に掲げる事業を実施する。

ア 試作する加工品の選定等を検討するための会議の開催

イ 国産食肉等の低需要部位を利用した加工品の試作

ウ チラシやポスター等の販促資材の作成、協力店舗等への配布

エ 試作した加工品の協力店舗等への提供及び試験販売並びに試作した加工品に係る意見収集及び調査分析の実施

(3) 国産食肉等を活用した畜産G A P（農業生産工程管理：Good Agricult

ural Practice)への理解醸成の取組

畜産GAPに係る情報提供に資するため、食肉流通事業者の畜産GAPへの理解醸成の取組等、次に掲げる事業を実施する（この取組のため畜産GAPの認証を取得した又は畜産GAP取得チャレンジシステムに登録された農場等で生産された国産食肉等を使用する場合は、その輸送費、食肉処理費等食肉流通に付随する経費を含む。）。

- ア 畜産GAPの理解醸成を図るための会議等の開催
- イ チラシやポスター等の販促資材の作成、協力店舗等への配布
- ウ 畜産GAPの理解醸成を図る取組に係る意見収集及び調査分析の実施

（4）部分肉の現地入札販売会の開催

新たな商品価値に即した部分肉の適正な価格での流通を図るため、次に掲げる事業を実施する。

- ア 入札方式の検討
- イ 販売促進資材の作成及び配布
- ウ 部分肉の現地入札販売会の開催
- エ 実需者への産地PR

（5）展示商談会への出展

国産食肉等の販路拡大を図るため、次に掲げる事業を実施する。

- ア 国内の展示商談会への出展
- イ PR資料等の作成
- ウ 実需者に対する国産食肉等の評価の取りまとめ

（6）事業の推進

（1）から（5）までの事業に係る推進指導等

3 普及事業

新たな商品価値に即した国産食肉等のバリューチェーン構築及び給食を通じた国産食肉等の供給安定と利用拡大を図るため、次に掲げる事業を実施する。

（1）優良事例の普及啓発

新たな商品価値に即した国産食肉等のバリューチェーン構築やその他の国産食肉等の新たな消費方法等についての取組を全国に普及させるため、次に掲げる事業を実施する。

- ア モデル地域など優良事例の現地調査
- イ 成果の発表会及び合同商談会の開催
- ウ 成果の取りまとめ、普及資料の作成・配布

(2) 国産食肉給食利用推進

給食を通じた国産食肉等の供給安定と利用拡大を図るため、次に掲げる事業を実施する。

- ア 国産食肉等の安全性や栄養に関する理解の醸成を図るためのセミナーの開催及び安全性の普及啓発
- イ 国産食肉等の利用を推進するための全国協議会の開催、給食献立の提案及び調理講習会の開催

(3) 事業の推進

- (1) 及び (2) の事業に係る推進指導等

第3 事業の実施

1 事業の委託

公募団体は、この事業の一部を独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が適當と認める者に委託して行うことができるものとする。

2 事業実施期間

この事業の実施期間は、令和6年度とする。

3 事業の要件等

- (1) 第2の1及び2の事業は、公募団体が一体的に取り組むものとし、2の事業のみを実施することは認めない。
- (2) 第2の3の事業は、全国を区域とする公募団体が実施するものとする。
- (3) 第2の2の(2)の事業の対象となる国産食肉等を活用した加工品は、製品に占める国産食肉等の重量割合が2割を超なければならない。
- (4) 公募団体は、この事業により販促資材、調査報告書、普及啓発資材、ポスター等を作成した場合には、原則として事業名及び「独立行政法人農畜産業振興機構後援」名義を付すものとする。

4 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

公募団体は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、第6の1の交付申請時に「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、「食品関連事業者向け」又は「民間事業者・自治体等向け」のチェックシートを理事長に提出するものとする。

第4 事業の推進指導等

公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県及び関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体が第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

公募団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の国産食肉等新需要創出緊急対策事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の国産食肉等新需要創出緊急対策事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1)事業の中止又は廃止

(2)補助率が異なる経費の流用

(3)事業費の30%を超える増減

(4)補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

(1)理事長は、この事業の円滑な実施を図るため必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

(2)公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の国産食肉等新需要創出緊急対策事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

公募団体は、この事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の国産食肉等新需要創出緊急対策事業実績報告書を理事長に提出するものとする。

5 消費税及び地方消費税の取扱い

(1)公募団体は、機構に対して1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれ

る消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(2)公募団体は、(1)のただし書により申請をした場合において、4の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(3)公募団体は、(1)のただし書により申請をした場合において、4の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の国産食肉等新需要創出緊急対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額((2)の規定に基づき減額した場合は、その減額した金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第7 帳簿等の整備保管等

1 公募団体は、この事業に係る経理については、他と区分して経理し適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

3 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、公募団体に対し調査し又は報告を求めることができるもの

とする。

第8 電子情報処理組織による申請等

- 1 公募団体は、第6の1の規定による交付申請、第6の2の規定による変更承認申請、第6の3の(2)の規定による概算払請求、第6の4の規定による実績報告及び第6の5の(3)の規定による仕入れに係る消費税等相当額報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、この要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 公募団体は、1の規定により交付申請等を行う場合は、この要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。
- 3 理事長は、1の規定により交付申請等を行った公募団体に対する通知、承認、指示又は命令については、公募団体が書面による通知等を受けることであらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法によることができる。
- 4 公募団体が2の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則（平成25年4月1日24農畜機第5353号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日付け25農畜機第5466号）

- 1 この要綱の改正は、平成26年3月31日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成25年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成27年4月1日付け26農畜機第5747号）

- 1 この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成28年3月25日付け27農畜機第5480号）

- 1 この要綱の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成29年3月24日付け28農畜機第6323号）

- 1 この要綱の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成30年3月28日付け29農畜機第6911号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成31年3月29日付け30農畜機第7682号）

- 1 この要綱の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和2年3月25日付け元農畜機第7719号）

- 1 この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和3年3月24日付け2農畜機第6996号）

- 1 この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和4年3月25日付け3農畜機第6653号）

- 1 この要綱の改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和5年3月27日付け4農畜機第6994号）

- 1 この要綱の改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和6年3月27日付け5農畜機第8487号）

- 1 この要綱の改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

別 表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 商品性創出事業		定額
(1) 生産から販売に至る関係者で組織された協議会の開催	生産から販売に至る関係者で組織された協議会の設置及び開催に要する経費	
(2) 消費者ニーズに応じた国産食肉等の品質・規格の調査選定	国産食肉等に対する消費者ニーズに応じた品質・規格等の調査選定に要する経費	
(3) 訴求ポイントの科学的検証	ア 国産食肉等の新たな訴求ポイントを検討する会議の開催に要する経費 イ 訴求ポイントの科学的検証に要する経費	
(4) ニーズに応じた生産出荷体制の確保	ア 生産者等に対する指導内容を検討するための会議の開催に要する経費 イ 生産出荷計画の調整指導に要する経費	
(5) フードコミュニケーションプロジェクトシートの作成研修会の開催	フードコミュニケーションプロジェクトシートの作成研修会の開催に要する経費	
(6) 国内の販路開拓	ア 販路開拓のための現地調査に要する経費 イ P R 資料等の作成に要する経費	
(7) 事業の推進	(1) から (6) までの事業を推進するのに必要な経費	
2 実証事業		1 / 2 以内 (ただし、(3)の 国産食 肉等の 輸送 費、食
(1) 国内の実需者(小売・外食等)に対する調理法の開発提案	ア 新たな商品価値に即した国産食肉等の調理法を開発検討するための会議の開催に要する経費 イ レシピ集等の作成及び配布に要する経費	
(2) 低需要部位を使った加工品の試作	ア 試作する国産食肉等の低需要部位を使った加工品の選定等を検討するための会議の	

事業の種類	補助対象経費	補助率
(3)国産食肉等を活用した畜産GAPへの理解醸成の取組	<p>開催に要する経費 イ 国産食肉等の低需要部位を利用した加工品の試作に要する経費 ウ チラシやポスター等の販促資材の作成、協力店舗等への配布に要する経費 エ 試作した加工品の協力店舗等への提供及び試験販売並びに試作した加工品に係る意見収集及び調査分析に要する経費</p> <p>ア 畜産GAPの理解醸成を図るための会議等の開催に要する経費 イ チラシやポスター等の販促資材の作成、協力店舗等への配布に要する経費 ウ 畜産GAPの理解醸成を図る取組に係る意見収集及び調査分析の実施に要する経費</p>	肉処理費等食肉流通に付随する経費は、1農場当たり50頭を限度とする。)
(4)部分肉の現地入札販売会の開催	<p>ア 入札方式の検討に要する経費 イ 販促資材の作成及び配布に要する経費 ウ 部分肉の現地入札販売会の開催に要する経費 エ 実需者への産地PRに要する経費</p>	
(5)展示商談会への出展	<p>ア 国内の展示商談会への出展に要する経費 イ PR資料等の作成に要する経費 ウ 実需者に対する国産食肉等の評価調査、取りまとめに要する経費</p>	
(6)事業の推進	(1)から(5)までの事業を推進するに必要な経費	
3 普及事業 (1)優良事例の普及啓発	<p>ア モデル地域など優良事例の現地調査に要する経費 イ 成果発表会及び合同商談会の開催に要する経費 ウ 成果の取りまとめ及び普及資料の作成・配布に要する経費</p>	定額
(2)国産食肉給食利用	ア 国産食肉等の安全性や栄養に関する理解	

事業の種類	補助対象経費	補助率
推進	<p>の醸成を図るためのセミナーの開催及び安全性の普及啓発に要する経費</p> <p>イ 国産食肉等の利用を推進するための全国協議会の開催、給食献立の提案及び調理講習会の開催に要する経費</p>	
(3) 事業の推進	(1) 及び(2)の事業を推進するのに必要な経費	

別紙様式第1号

令和 年度国産食肉等新需要創出緊急対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所

団体名

代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり国産食肉等新需要創出緊急対策事業を実施したいので、国産食肉等新需要創出緊急対策事業実施要綱第6の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙 令和 年度国産食肉等新需要創出緊急対策事業実施計画書のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		機構補助 ②	その他 ③	
1 商品性創出事業 (1) 生産から販売に至る関係者で組織された協議会の開催 (2) 消費者ニーズに応じた国産食肉等の品質・規格の調査選定 (3) 訴求ポイントの科学的検				

<p>証</p> <p>(4) ニーズに応じた生産出荷体制の確保 (5) フードコミュニケーションプロジェクトシートの作成研修会の開催 (6) 国内の販路開拓 (7) 事業の推進</p> <p>2 実証事業</p> <p>(1) 国内の実需者（小売・外食等）に対する調理法の開発提案 (2) 低需要部位を使った加工品の試作 (3) 国産食肉等を活用した畜産GAPへの理解醸成の取組 (4) 部分肉の現地入札販売会の開催 (5) 展示商談会への出展 (6) 事業の推進</p> <p>3 普及事業</p> <p>(1) 優良事例の普及啓発 (2) 国産食肉給食利用推進 (3) 事業の推進</p>			
合 計			

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書
(3) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート
(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場

合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙

令和 年度国産食肉等新需要創出緊急対策事業実施計画書

1 商品性創出事業

(1) 生産から販売に至る関係者で組織された協議会の設置及び開催

(単位：円)

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
会場借料 委員謝金 委員旅費 資料印刷費 通信運搬費 その他経費	会場借料						
	委員謝金						
	委員旅費						
	資料印刷費						
	通信運搬費						
	その他経費						
計							

注1：別紙を用いるなどして、協議会の組織図・協議会の構成団体の概要等を具体的に記載すること。

2：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など）。

3：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(2) 消費者ニーズに応じた国産食肉等の品質・規格の調査選定

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備 考
		補助金	その他	
計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。（調査計画案など）。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

3：事業の一部を委託して実施する場合は、事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

(3) 訴求ポイントの科学的検証

ア 検討会議の開催

(単位：円)

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
会場借料 委員謝金 委員旅費 資料印刷費 通信運搬費 その他経費	会場借料						
	委員謝金						
	委員旅費						
	資料印刷費						
	通信運搬費						
	その他経費						
計							

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。(開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など)。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

イ 科学的検証

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。(検証計画案など)。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

3：事業の一部を委託して実施する場合は、事業費の欄にその委託費の額を()書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

(4) ニーズに応じた生産出荷体制の確保

ア 検討会議の開催

(単位：円)

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
会場借料 委員謝金	会場借料						
	委員謝金						

委員旅費					
資料印刷費					
通信運搬費					
その他経費					
計					

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など）。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

イ 調整指導

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備 考
		補助金	その他	
計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。（調整指導計画案など）。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(5) フードコミュニケーションプロジェクトシートの作成研修会の開催

(単位：円)

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
会場借料							
委員謝金							
委員旅費							
資料印刷費							
通信運搬費							
その他経費							
計							

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。（開催予定案、講師案、人数など）。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(6) 国内の販路開拓

ア 販路開拓のための現地調査

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備 考
		補助金	その他	
計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。（調査計画案など）。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

イ PR資料等の作成

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備 考
		補助金	その他	
計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。（作成資料、配布先、配布数量など）。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(7) 事業の推進

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備 考
		補助金	その他	
計				

注：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

2 実証事業

(1) 国内の実需者（小売・外食等）に対する調理法の開発提案

ア 検討会議の開催

(単位：円)

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
会場借料 委員謝金 委員旅費 資料印刷費 通信運搬費 その他経費	会場借料						
	委員謝金						
	委員旅費						
	資料印刷費						
	通信運搬費						
	その他経費						
計							

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など）。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

イ レシピ集等の作成及び配布

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。（作成資料、配布先、配布数量など）。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(2) 低需要部位を使った加工品の試作

ア 検討会議の開催

(単位：円)

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
会場借料 委員謝金 委員旅費	会場借料						
	委員謝金						
	委員旅費						

	資料印刷費						
	通信運搬費						
	その他経費						
計							

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など）。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

イ 国産食肉等の低需要部位を利用した加工品の試作

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備 考
		補助金	その他	
計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。（加工品の試作案など）。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

ウ チラシやポスター等の販促資材の作成、協力店舗等への配布

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備 考
		補助金	その他	
計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。（作成資料、配布先、配布数量など）。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

エ 試作した加工品の協力店舗等への提供及び試験販売並びに試作した加工品に係る意見収集及び調査分析

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分	備 考

		補助金	その他	
計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。（提供予定先など）。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

3：事業の一部を委託して実施する場合は、事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

（3）国産食肉等を活用した畜産G A Pへの理解醸成の取組

ア 会議等の開催

（単位：円）

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
会場借料							
委員謝金							
委員旅費							
資料印刷費							
通信運搬費							
その他経費							
計							

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など）。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

イ チラシやポスター等の販促資材の作成、協力店舗等への配布

（単位：円）

事業内容	事業費	負担区分		備 考
		補助金	その他	
計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。（作成資料、配布先、配布数量など）。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分

析基準額等を記載すること。

ウ 畜産G A Pの理解釈成を図る取組に係る意見収集及び調査分析の実施

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備 考
		補助金	その他	
計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。(提供予定先など)。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

3：事業の一部を委託して実施する場合は、事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

(4) 部分肉の現地入札販売会の開催

ア 入札方式の検討

(単位：円)

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
会場借料							
委員謝金							
委員旅費							
資料印刷費							
通信運搬費							
その他経費							
計							

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。(開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など)。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

イ 販促資材の作成及び配布

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備 考
		補助金	その他	

計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。（作成資料、配布先、配布数量など）。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

ウ 部分肉の現地入札販売会の開催

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備 考
		補助金	その他	
計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。（開催時期、開催地など）。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

エ 実需者への産地PR

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備 考
		補助金	その他	
計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。（作成資料、配布先、配布数量など）。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

（5）展示商談会への出展

ア 国内の展示商談会への出展

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備 考
		補助金	その他	

計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。（出展時期、開催地など）。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

イ PR資料等の作成

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備 考
		補助金	その他	
計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。（作成資料、配布先、配布数量など）。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

ウ 実需者に対する国産食肉等の評価の取りまとめ

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備 考
		補助金	その他	
計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。（作成資料、配布先、配布数量など）。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

3：事業の一部を委託して実施する場合は、事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

(6) 事業の推進

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分	備 考

		補助金	その他	
計				

注：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

3 普及事業

(1) 優良事例の普及啓発

ア モデル地域など優良事例の現地調査

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備 考
		補助金	その他	
計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。（調査計画案など）。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

イ 成果の発表会及び合同商談会の開催

(単位：円)

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
会場借料							
委員謝金							
委員旅費							
資料印刷費							
通信運搬費							
その他経費							
計							

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など）。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

ウ 成果の取りまとめ、普及資料の作成・配布

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備 考
		補助金	その他	
計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。（作成資料、配布先、配布数量など）。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

3：事業の一部を委託して実施する場合は、事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

（2）国産食肉給食利用推進

ア セミナーの開催

(単位：円)

時期	場所	内容	参集範囲、 参加者数	事業費	負担区分		備考
					機構補助金	その他	
計							

注1：備考欄には、開催回数及び講師の所属など記載すること。

2：積算基礎を記載すること。

イ 普及啓発資料の作成・配布

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他	
計				

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

ウ 協議会の開催

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分	備考

	費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
	会場借料						
	委員謝金						
	委員旅費						
	資料印刷費						
	通信運搬費						
	その他経費						
計							

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など）

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

エ 給食献立の改善・開発

(単位：円)

内容	費目	事業費	負担区分		備考
			機構補助金	その他	
計					

注1：内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。
(実施計画案など)

2：費目は、必要に応じて記載すること。

3：備考欄には、積算基礎を記載すること。

オ 国産食肉を用いた給食献立の普及推進（調理講習会）

(単位：円)

会場 借料	講師 謝金	講師 旅費	資材 費	役務 費	その 他経 費	広報 宣伝 費	事業 費	負担区分		備考
								機構 補助 金	その 他	

注1：備考欄には、開催回数、参加予定者人数及び講師の所属など記載すること。

2：積算基礎を記載すること。

(3) 事業の推進

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備 考
		補助金	その他	
計				

注：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度国産食肉等新需要創出緊急対策事業
補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知
のあった令和 年度国産食肉等新需要創出緊急対策事業の実施について、下
記のとおり事業を変更したいので承認されたく国産食肉等新需要創出緊急対策
事業実施要綱第6の2の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

注：記の記載要領は、別紙様式第1号の補助金交付申請書の記の様式に準ずる
ものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き替え、
補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の
事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二
段書にし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

ただし、当該変更の対象外となる事項については省略すること。

また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合
についてのみ添付すること。

別紙様式第3号

令和 年度国産食肉等新需要創出緊急対策事業
補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長

殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった令和
度国産食肉等新需要創出緊急対策事業について、下記により金
円を概算払により交付されたく、国産食肉等新需要創出緊急対策事業実施要
綱第6の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現 在)			既概算払 受領額 ④	今回概算払 請求額 ⑤	令和 年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤) / ②	残額 ②-④-⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
1 商品性創出事業 (1) 生産から販売に至る 関係者で組織された 協議会の開催 (2) 消費者ニーズに応じ た国産食肉等の品質・ 規格の調査選定 (3) 訴求ポイントの科学 的検証 (4) ニーズに応じた生産 出荷体制の確保 (5) フードコミュニケー ションプロジェクト シートの作成研修会 の開催 (6) 国内の販路開拓 (7) 事業の推進	円	円	円	円	%	円	円	%	円
2 実証事業 (1) 国内の実需者(小売・ 外食等)に対する調理									

法の開発提案 (2) 低需要部位を使った加工品の試作 (3) 国産食肉等を活用した畜産G A Pへの理解醸成の取組 (4) 部分肉の現地入札販売会の開催 (5) 展示商談会への出展 (6) 事業の推進						
3 普及事業 (1) 優良事例の普及啓発 (2) 国産食肉給食利用推進 (3) 事業の推進						
合 計						

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先

金融機関及び支店名

振込口座種類、口座番号及び口座名義人

別紙様式第4号

令和 年度国産食肉等新需要創出緊急対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号により補助金の交付決定
通知のあった令和 年度国産食肉等新需要創出緊急対策事業について、下記
のとおり実施したので、国産食肉等新需要創出緊急対策事業実施要綱第6の4
の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度国産食肉等新需要創出緊急対策事業実績報告」のとおり

別紙様式第1号別紙に準ずる。ただし、計画を上段に（）書きで記載し、下段に実績を記載するものとする。

3 事業に係る精算

(単位：円)

区分	交付決定		事業実績		既概算払受領額	差引精算払請求額
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金		
1 商品性創出事業 (1) 生産から販売に至る関係者で組織された協議会の開催 (2) 消費者ニーズに応じた国産食肉等の品質・規格の調査選定 (3) 訴求ポイントの科学的検証 (4) ニーズに応じた生産出荷体制の確保 (5) フードコミュニケーションプロ ジェクトシートの作成研修会の開催 (6) 国内の販路開拓 (7) 事業の推進						
2 実証事業 (1) 国内の実需者（小売・外食等）に対する調理法の開発提案						

(2) 低需要部位を使った加工品の試作 (3) 国産食肉等を活用した畜産G A P への理解醸成の取組 (4) 部分肉の現地入札販売会の開催 (5) 展示商談会への出展 (6) 事業の推進						
3 普及事業 (1) 優良事例の普及啓発 (2) 国産食肉給食利用推進 (3) 事業の推進						
合 計						

注：本事業を利用して販促資材、P R資料、レシピ集等の作成を行った場合には、その成果物等を添付すること。

4 事業開始及び完了年月日

令和 年 月 日から令和 年 月 日

5 振込先

金融機関及び支店名

振込口座種類、口座番号及び口座名義人

別紙様式第5号

令和 年度国産食肉等新需要創出緊急対策事業に係る
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長

殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあつた令和 年度国産食肉等新需要創出緊急対策事業補助金について、国産食肉等新需要創出緊急対策事業実施要綱第6の5の(3)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額

(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額)

金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額 (3 - 2)

金 円

注: 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)

- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料